

電気料金債務に対する相殺の意思表示

表意者 野田 順一

相手方 東京電力株式会社 小田原支社

1 表意者が相手方に対してなす相殺の意思表示

表意者が相手方に対して有する下記 A（自動債権）の債権と表意者が相手方に対して負担する下記 B（受動債権）の債務を対等額において相殺します。

2 よって、前項の相殺の意思表示の到達により表意者が相手方に対して負担する電気代の債務は消滅したので本書面をもって通知します。

記

A（自動債権の表示）

1 平成 23 年 3 月 11 日以降に起きた福島第 1 原発の一連の爆発事故（以下、原発事故という）によって、福島県民のみならず関東一円の人びとは未だかつて体験したことのない放射能汚染に晒され不安と恐怖を受けた。そのうえ広範囲におよぶ多量の放射性物質の飛散と海洋への垂れ流しにより、外部被ばくと内部被ばくに晒された。そしてこの状態は今も続いている。

更には、福島第 1 原発 4 号機の原子炉建屋は事故後半壊状態となり、建屋内の核燃料プ

ールには広島原子爆弾5000発分に相当する膨大な量の高レベルの使用済み核燃料廃棄物が人間の手に負えない状態になっていて再び大きな地震や津波に見舞われれば燃料プール自体が倒壊したり水漏れを起こす危険が指摘され、しかも冷却系統の配管の破損、冷却装置の故障などによって循環冷却システムが機能しなくなれば、プール内の極めて毒性の高い使用済み核燃料棒が溶け出して膨大な量の高レベル放射能が自然界に放出されてしまう危機的状況になっていると専門家によって指摘されている。もしそのような事態に陥れば、東北や関東一円は放射能汚染により人が住めなくなり危険があり、日本が滅亡する恐れすらあると指摘されていて、その将来不安と恐怖は計り知れない。

このような原発事故による深刻な被害と危機的状況の中にあつて、表意者も有形無形の被害を受けている被害者の一人であり、東電の原発事故によって少なくとも次のような被害を受けた。

a 平成23年3月11日以降に起きた福島原発による一連の爆発事故により広範囲におよぶ多量の放射性物質の飛散と海洋への垂れ流しにより、外部被ばく・内部被ばくの恐怖に晒された。

- b 原発事故は収束しておらず、原発事故により大地や海洋が広範囲に放射能で汚染されてしまったことから、原発事故以前は、安心して入手できていた食品類（穀類、野菜類、魚介類、乳製品など）が、原発事故後は食品類の入手・摂取に関しては、常に内部被ばくによる晩発性の放射線障害の危険性を考慮することを余儀なくされる日常生活を強いられる結果になっている。
- c 放射線量の高い地域やホットスポット付近への立ち入り、滞在、旅行などには、内部被ばく・外部被ばくの危険に晒されるため、日常生活面で用心を強いられるなど事故前と比較して安心して暮らすことができない住環境になってしまった。その意味で東電によって飛散された放射能により多大な迷惑を受けている。このように悪化した住環境もいわれなき不当な迷惑行為であり表意者への権利侵害に当たるといふべきである。
- d 前記（「更には」以下）4号機原子炉建屋の危機的状況によってプール内の猛毒の使用済み核燃料棒が溶け出して膨大な量の高レベル放射能が自然界に放出されかねないことによる将来不安と恐怖は計り知れない。このような将来への深刻な不安と恐怖

心を表意者が受けること自体、東電による表意者へのいわれなき不当な権利侵害に当たるといふべきである。

2 以上のように相手方東電によってもたらされた原発事故による a～d の被害は、この世に人として生を受け、平穩に人生を全うしたいという極めて根源的な生存権の欲求を不当に侵害するものであって、事故直後はもとより現在及び将来へと及ぶ精神的苦痛は計り知れない。

これら表意者の精神的苦痛は、相手方東電の過失による原発事故に起因しており、その苦痛はとても金銭に換算できるものではないが、仮に金銭によって慰謝されるとしても金 20 万円は下らない。

3 よって、表意者は相手方東電に対して原発事故の不法行為（民法 709 条）による損害賠償（慰謝料）請求として金 20 万円の自動債権を有している。

B（受動債権の表示）

表意者が相手方に平成 24 年 8 月 13 日限り支払うべき平成 24 年 7 月分の電気料金債務金 7,985 円

顧客番号 58201-13403-3-00

平成 24 年 7 月 26 日

小田原市本町二丁目 1 番 34 号

7.26

3

24.7.26
12-18



表意者 野田 順一



小田原市本町一丁目9番25号

相手方 東京電力株式会社小田原支社 御中

この郵便物は平成24年 7月 26日 第 90871号

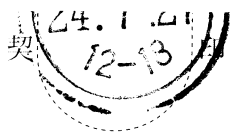
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。
郵便事業株式会社

小田原
24.7.26
12-18

郵便認証司
平成24年7月26日

小田原
24.7.26
12-18

配達証明書



郵便物等配達証明書

受取人の氏名	東京電力株式会社 小田原支社 様
お問い合わせ番号	141-32-90871-6 号
<p>上記の郵便物等は、24年 7月27日に配達しましたので、これを証明します。</p> <p style="text-align: center;">付 24.7.27 12-13</p> <p>郵便事業株式会社</p>	

コ07370 (23・NOI)

再生紙使用

領収証書

毎度ありがとうございます

様

〒100-8798 郵便事業株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
2012年 7月26日 17:18

〔別納2〕
第一種定形

25.5g 1通	¥90
特殊取扱 (内訳)	¥2,140
一般書留 (損害要償額 100,000円)	¥420
配達証明	¥300
内容証明 (謄本枚数 5枚)	¥1,420
(同文通数 0通)	0通
小計	¥2,230
課税計 (内消費税等)	¥2,230 ¥106)
非課税計	¥0

合計	¥2,230
お預り金額	¥5,030
おつり	¥2,800

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

担当 石井 正美
発行No.5480 端03箱02
連絡先：小田原郵便局
TEL:0465-22-6006